

令和7年国勢調査桐生市実施本部 の設置について

令和7年10月1日現在で実施される国勢調査の万全を期すため、国勢調査桐生市実施本部を設置し、その開設式を行いますのでお知らせいたします。

- 日 時 令和7年5月1日（木） 10：00 ～
- 場 所 桐生市役所3階 総務部総務課内
- 内 容 国勢調査桐生市実施本部の開設式
- 1 実施本部看板設置
 - 2 本部長（副市長）あいさつ



【問い合わせ】
総務部総務課文書・統計担当
担当 井出
TEL 0277-32-4145

令和7年国勢調査の概要

▼ 国勢調査について

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)に定められた基幹統計調査として、すべての人及び世帯を調査します。大正9年(1920年)の第1回調査から数えて105年、22回目の調査となります。

調査結果は、衆議院議員小選挙区の改定、地方交付税の算定など、多くの法令にその利用が規定されているほか、少子・高齢化関連施策、医療・福祉施策、防災計画など、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として幅広く利用されています。

▼ 調査対象

10月1日現在で、桐生市に3か月以上住んでいるか、住むことになっている人を対象に調査します。前回調査(令和2年)では、人口は106,445人、世帯数は44,971世帯です。

また、国勢調査を基準にして人口を推計している直近の群馬県移動人口調査の令和7年3月1日現在の人口は98,556人、世帯数は44,444世帯です。

▼ 調査項目

世帯員に関する事項(13項目)として、氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地のほか、世帯に関する事項(4項目)として、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住居の建て方を調査します。

▼ 調査方法

調査は、調査員が受け持ち調査区を確認後、9月中旬から調査区内の全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布します。調査票は、オンライン(インターネット回答)、郵送、調査員の回収があります。

○主なポイント

・オンライン回答の積極的推進

オンライン調査システムの機能改善(「QRコードログイン」、「パスワード再設定」等)

▼ 調査結果

調査結果は、令和8年5月末までに、「人口速報集計」として公表し、令和8年9月までに、「人口等基本集計」(確定人口・世帯数)として公表予定です。



【国勢調査桐生市実施本部 事務局：総務課 TEL:32-4145 (直通)】